

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はとふるの役員および評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事長の報酬は月額50,000円とする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき3,000円

宿泊料 1泊につき12,000円

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成19年3月28日に改定し、同4月1日から施行する。
3. この規程は、平成21年3月27日に改定し、同4月1日から施行する。
4. この規程は、平成23年3月25日に改定し、同4月1日から施行する。